

金沢市水洗便所改造資金融資事務取扱要領

昭和48年4月1日決裁
(最終改正 平成30年3月13日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、金沢市水洗便所改造資金融資条例(昭和43年条例第35号。以下「条例」という。)に基づく水洗便所の改造に必要な資金(以下「資金」という。)の貸付け等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象者の条件)

第2条 条例第3条第1項第2号に規定する「貸付金の償還について能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 個人にあつては市町村民税の前年度の課税標準額が700万円以内の者で、非課税者を除くこととする。ただし、資力を確認できた場合は、この限りではない。
- (2) 法人にあつては、経営状態から判断して工事費を一時に負担することが困難と認められる法人とする。

(連帯保証人の要件)

第3条 条例第3条第1項第3号に規定する連帯保証人は、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に居住する者であること。ただし、市内に居住する者を得られないやむを得ない理由があると公営企業管理者(以下「管理者」という。)が認めるときは、石川県内に居住し、連帯保証人としての条件を具備しているものとする。この場合においては、市内に居住する連帯保証人を得られない理由を記載した申立書を管理者に提出するものとする。
- (2) 市町村民税の前年度の課税標準額が30万円以上の者であつて、資力を確認できる書類を提示でき、申込者と同一の生計を営むもの以外の者であること。ただし、この規定にかかわらず連帯保証人として管理者が相当と認めるものを含むものとする。
- (3) 借家の場合は原則として、家主を連帯保証人とする。

(添付書類)

第4条 金沢市水洗便所改造資金融資条例施行規程第3条各号に掲げる法人及び団体は事業認可の写し及びその法人又は団体の最近1年間の収支計算書及び財産目録をその他の法人にあつては最近3年間の貸借対照表及び損益計算書をそれぞれ1部提出すること。

(貸付限度額)

第5条 条例第4条に規定する「一貸付対象者について、改造しようとする便所のある建築物につき」とは、貸付対象者がそれぞれ独立した建築物を所有する場合、独立した建築物一棟につき、それぞれ貸付けできる趣旨とする。

(改造資金の決定)

第6条 償還事務の取扱上、1万円未満の端数を切り捨てるものとする。

(償還方法)

第7条 借受人は口座振替により償還するものとする。

(運用方針の取扱)

第8条 増改築に伴うくみとり便所の水洗化工事費は、融資制度の対象範囲とする。ただし、水洗便所にかかる付帯工事費については、内装工事費及び給水工事費のみとする。

附 則 (省 略)